

## 10 駐車場

### 【基本的な考え方】

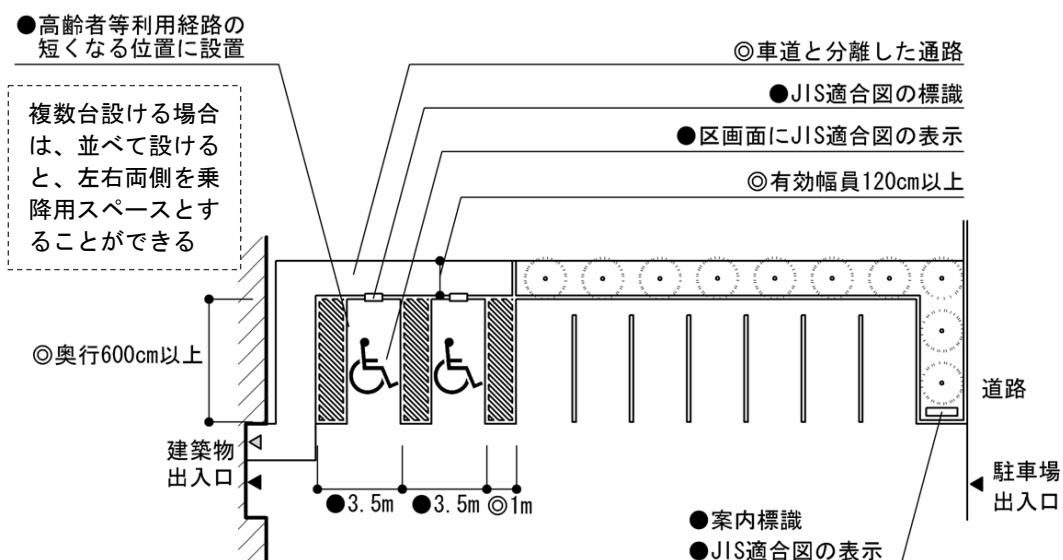
自動車により施設に来訪する車椅子使用者等に対応するため、車椅子使用者利用駐車施設を設置し、分かりやすい案内により誘導する必要があります。

整備基準	規模 限定	備 考
<b>特定施設整備基準（別表第3の第1の10）</b>		
車椅子使用者利用駐車施設の設置	(1) 高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、次に掲げる車椅子使用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この10において同じ。）以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合にあっては、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上）、設けること。  ア 幅は、350cm以上であること。 イ 高齢者等利用経路の長さができるだけ短くなる位置に設けるものであること。 ウ 区画面及び付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用駐車施設である旨をJIS適合図を用いて表示し、又は表示する標識を設けるものであること。  エ 駐車場の出入口の付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用駐車施設を設けた旨をJIS適合図を用いて表示し、車椅子使用者利用駐車施設へ誘導する案内板を設けるものであること。ただし、当該出入口の付近から当該駐車施設の位置を容易に視認できる場合は、この限りでない。	図III-10-1 図III-10-1 図III-10-1 図III-10-2  図III-10-3
車椅子使用者対応機械式駐車施設	(2) 令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子使用者利用駐車施設を1以上設けること。	
車椅子使用者利用駐車施設の設置(30台以上)	(3) 高齢者等が利用する駐車場で駐車施設の数が30以上のものを設ける場合には、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合を除き、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子使用者利用駐車施設を、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数以上（当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上）、設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。	図III-10-1～ 図III-10-3
車椅子使用者対応機械式駐車施設	(4) 高齢者等が利用する駐車場で駐車施設の数が30以上のものを設け、かつ、令和6年国土交通省告示第1072号本則第1号及び第2号に掲げる場合には、(1)のアからエまでに掲げる構造の車椅子使用者利用駐車施設を1以上設けること。ただし、共同住宅及び寄宿舎を除く。	

推奨事項	備 考
<b>施設整備</b>	
駐車場(車椅子使用者利用駐車施設)	車椅子使用者利用駐車施設は、整備基準に適合するものとするほか、次に掲げるものとすること。
設置数	・車椅子使用者利用駐車施設の数は、当該駐車場の全駐車台数に100分の2を乗じて得た数以上（1未満の端数は切上げ）であること。
幅員	・車椅子使用者利用駐車施設の両側に、幅100cm以上の乗降用スペースを設けるものであること。
奥行き	・奥行きは、600cm以上であること。
歩行者用通路の設置	・車道と分離した、幅120cm以上の歩行者用通路を設けるものであること。

### III 公益的施設等の整備と管理運営

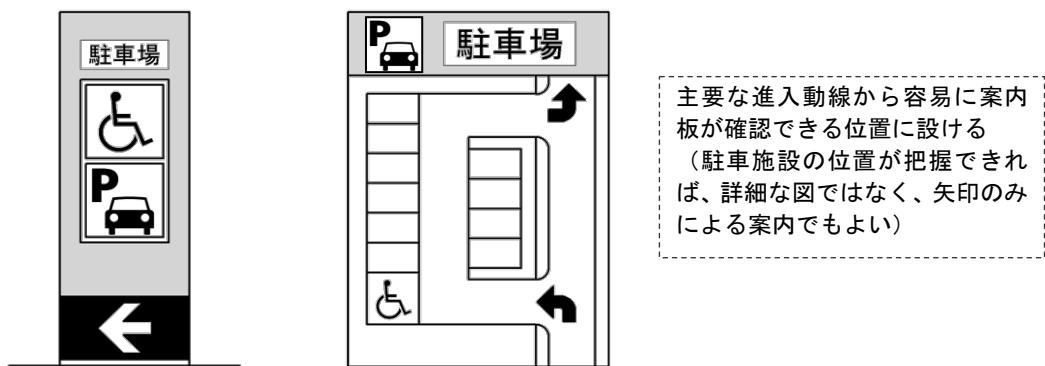
発券機・精算機の位置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発券機や精算機は、曲がり角や斜路に設けないものであること。</li> <li>・車椅子使用者利用駐車施設を設ける駐車場にあっては、発券機及び精算機の操作ボタンは、車椅子使用者が利用できる位置に設けるものであること。</li> <li>・発券機や精算機の操作方法などを音声案内により行う場合は、聴覚障害者に配慮し、文字でも表示するものであること。</li> </ul>	
車椅子使用者利用駐車施設の利用集中防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正利用の抑止を図るため、区画面を青色の地に白色のマーク等の目立つ塗装を行うこと。</li> <li>・高齢者、妊婦、乳幼児連れ（ベビーカー）、けが人等、広い幅員の駐車区画を必要としないが、移動に配慮が必要な人のため、施設の利用状況等に応じ、車椅子使用者利用駐車施設とは別に優先駐車区画を建築物の出入口に近い位置に設けるものであること。</li> </ul>	図III-10-5
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子使用者利用駐車施設、車椅子使用者利用駐車施設から駐車場へ通ずる建築物の出入口までの通路及び施設の車寄せに、降雨時及び降雪時に備え、屋根又は庇を設けるものとし、床面は水はけが良く、降雨時及び降雪時にも滑りにくいものとすること。</li> <li>・出庫の際の周囲への注意喚起のため音声による注意喚起を行う場合には、聴覚障害者に配慮し、回転灯を設けるものであること。</li> </ul>	図III-10-6 図III-10-7
管理運営		
衝突防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見通しの悪いカーブなどの箇所には、鏡を設けるなど衝突防止のための措置を講ずること。</li> </ul>	



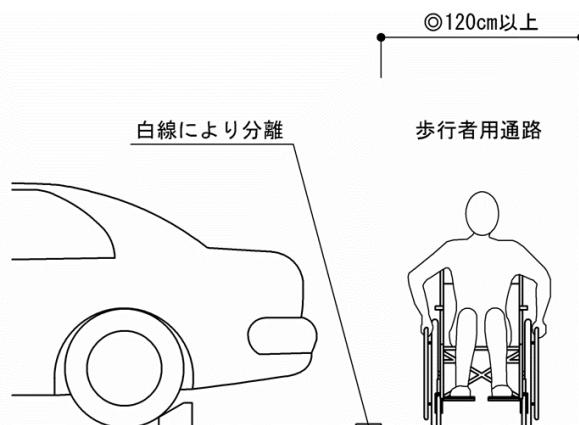
図III-10-1 車椅子使用者利用駐車施設の設置



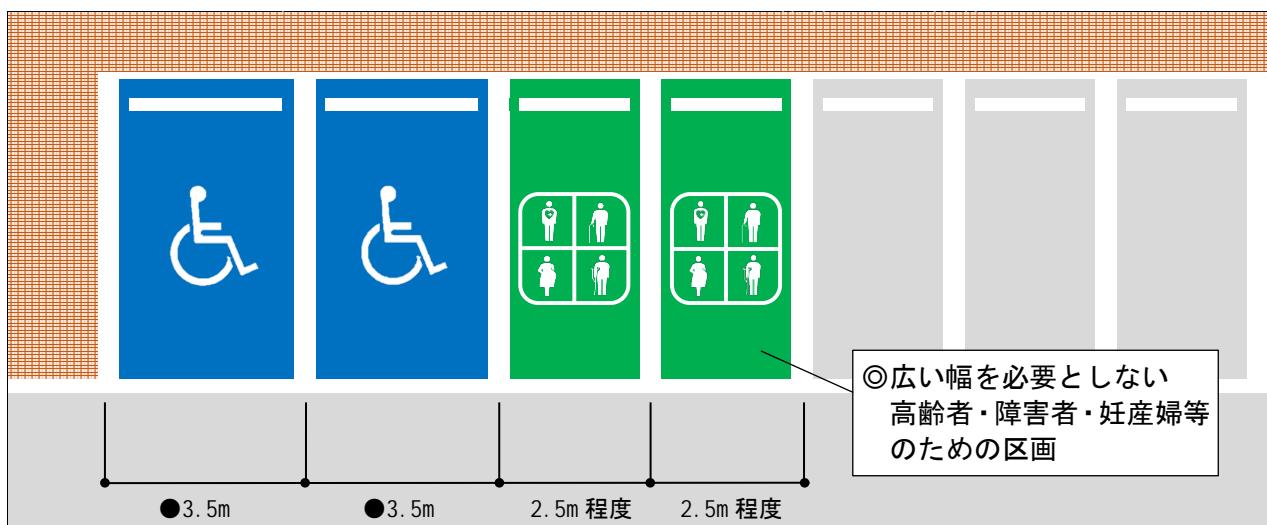
図III-10-2 車椅子使用者利用駐車施設の標識の設置例



図III-10-3 車椅子使用者利用駐車施設の案内板の設置例

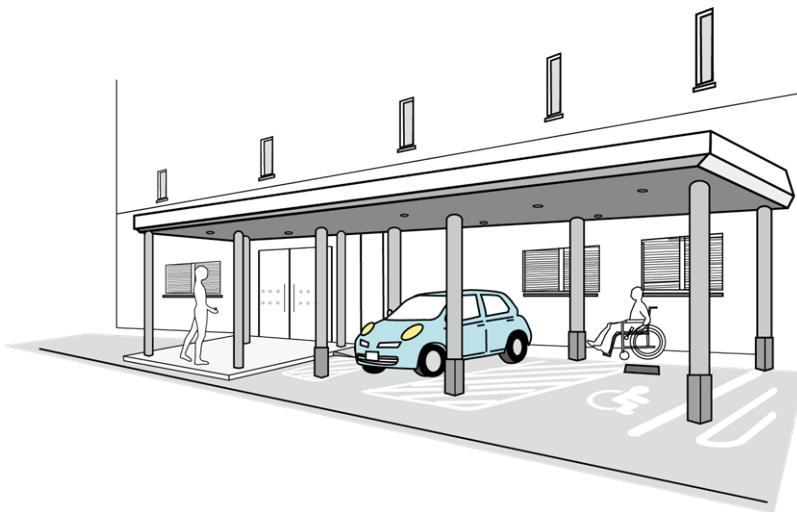


図III-10-4 車椅子使用者利用駐車施設の歩行者用通路

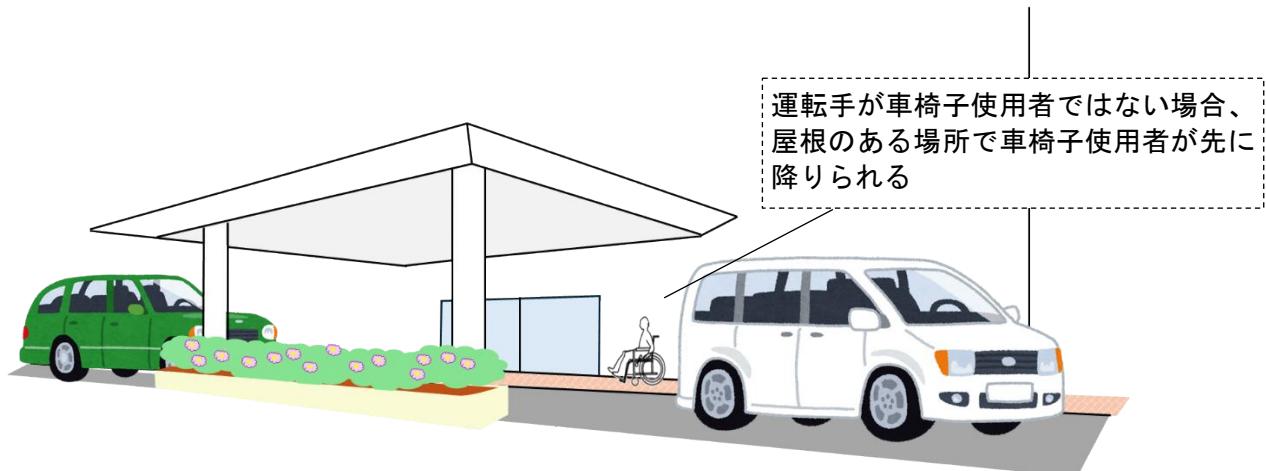


図III-10-5 車椅子使用者利用駐車区画と優先駐車区画の設置例

● : 整備基準に該当する事項
◎ : 推奨事項



図III-10-6 建築物出入口まで連続した屋根



図III-10-7 屋根を設置した車寄せ



### コラム 兵庫ゆずりあい駐車場制度

兵庫県では、障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」を推進しています。

必要な方が「兵庫ゆずりあい駐車場」を利用できるようご協力をお願いします。

#### お問合せ先

兵庫県福祉部 ユニバーサル推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 078-362-4379 / FAX 078-362-9040

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

県ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/universal/index.html>

